## 総務委員会会議録

平成21年11月30日(月)

(開 会)13:30

(閉 会) 14:40

### 委員長

ただ今から、総務委員会を開会いたします。

「議案第132号 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

#### 人事課長

議案第132号について補足説明をさせていただきます。議案書の1ページをご覧ください。本年8月に出されました人事院勧告に準じ、一般職の職員の期末勤勉手当を改定いたしますので、あわせて市議会議員、市長、副市長、上下水道事業管理者及び教育長の期末手当に関する規定を整備するものでございます。第1条は、飯塚市議会の議員の議員報酬・費用弁償に関する条例を改めるものでございますが、12月に支給する期末手当の支給率を100分の175から100分の165に改め、また、第2条において、来年からとなりますけれども、6月に支給する期末手当の支給率を100分の160から100分の145に改めております。同様に、第3条及び2ページに掲載しております第4条において市長及び副市長に、第5条及び第6条において上下水道事業管理者に、また第7条及び第8条において教育長に、それぞれ市議会議員と同様の支給率を12月及び6月に適用するよう、給与に関する条例を改めております。以上で説明を終わります。

#### 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

## ( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第132号 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

### ( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、「議案133号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## 人事課長

議案第133号について補足説明をいたします。議案書の6ページをご覧ください。本年8月に出された人事院勧告に伴い、国家公務員の給与等が改められましたので、これを参考にして本市職員の給与等に関連する条例を一括し改めるものでございます。今回の人事院勧告の主な内容は、本年度から適用する給料表のうち初任給を中心とした若年層に適応する部分以外、平均0.2%引き下げたものに改め、また、期末勤勉手当を0.35月引き下げ官民格差の是正を図るものでございます。また、超過勤務手当の支給率について月60時間を超える手当の支給率を2割5分引き上げたものとし、さらにこの2割5分の手当の支給に替えて超過代休時間を指定することができる制度を新設するものでございます。

具体的な内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。議案書の13ページをご覧ください。飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に新たに第8条の3として先ほどの超過代休時間の指定制度を設け、また第10条に規定する代休日の指定について新たな制度の適

用を定めるものでございます。また、飯塚市職員の給与に関する条例について14ページにかけて掲載しておりますが、期末手当に関し規定する第26条第2項において本年12月に適用する支給率を100分の160から100分の150に改め、また第3項において再任用職員に適用する期末手当の支給率を100分の85から100分の80に改めるものでございます。また、勤勉手当に関し規定する第29条において支給率を100分の75から100分の70に改めるものでございます。次に、別表として規定しております行政職給料表を改めております。説明は省略をさせていただきます。

17ページをご覧ください。飯塚市職員の給与に関する条例第3条関係として18ページにかけて、時間外勤務手当に関し規定する第19条に新たに第4項として月60時間を超える時間外勤務手当について支給率を2割5分、引き上げるための規定を設けております。また、先ほど本年12月に適用する期末手当及び勤勉手当についてご説明いたしましたが、第26条2項に規定する期末手当について来年6月以降に適用する期末手当の支給率を100分の140から100分の125に改め、また再任用職員に適用する支給率を6月は100分の75から100分の65に改め、12月は100分の80から100分の85に改めております。さらに、第29条第2項において再任用職員に適用する勤勉手当については来年以降、6月、12月ともに100分の35と改めております。また、附則において給料の切り換えに伴う経過措置や施行日等を定めております。以上で補足説明を終わります。

### 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

### 川上委員

「議案第133号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてお尋ねします。まず、月60時間を超える場合の時間外勤務代休時間の新設ということですが、現状はどういうことになっているのでしょうか。

## 人事課長

現状の時間外勤務手当の状況についてのご質問でございますけれども、これは労働基準法に従いまして基本的には2割5分の時間外勤務、1日あたりに職員に定められております時間を超過して勤務する場合については2割5分を加えて支給をする。ただし、深夜勤務と申しておりますが、午後10時から翌朝の午前5時までの間、これは深夜勤務といたしまして、さらに2割5分を加える。ですから5割増しというようなことで、時間外勤務手当については割り増しを設けております。今回の改正に伴いまして月60時間を超える勤務を行った職員についてはさらに2割5分を増すというような措置がとられるようになっております。また現在、週休日に勤務した職員については4時間あるいは8時間、これを基準といたしまして半日あるいは1日の振り替え措置を取るような制度を設けております。

#### 川上委員

現在、月60時間を超える時間外勤務はどのくらい行われておりますか。

## 人事課長

ほとんど60時間を超過する職員については、常態として存在することは確認しておりません。ただし、今年度を申し上げますと、災害の関係で若干発生をしておるのは事実でございます。

## 川上委員

若干というのはどのくらいお考えですか。常態勤務ではないと言い切れますか。水害等で若 干名ということは、どのくらいが考えられますか。

### 人事課長

ただ今申し上げましたのは、土木管理課を中心とする技術職員の中で発生をしております。

## 川上委員

人数はわからないということなんですね。水害だとか災害の場合、夜昼なしに頑張っているという実態はあると思うんだけど、本来はそのように、例えば総務課長が7月の水害の時に、48時間寝てませんとか言ってましたけど、それ以上寝てない市民はたくさんいるんだけど、対策の責任者になるような幹部が48時間も寝ていませんと言わないといけないような状況というのは、災害の時なら仕方がないというわけにはいかないと私は思うんですよ。だから、そういう状態を当然視するような形で新しい制度ができるというのはどうかという気もするんだけど、それについてはどう整理されていますか。

#### 人事課長

これは人事院勧告でございますので、労働基準法と直接の関係はございませんが、労働基準法のほうで来年の4月からは同様な制度が行われる、これが発端になっての勧告というふうに考えております。また労働基準法がそういうふうに改正をされた趣旨と申しますのは、月当たり60時間を超える勤務を常態とする職員については、いわゆる労働災害といいましょうか、過労死の問題、これが発生する危険性が高まるという水準が60時間でございまして、それで、それを抑制する措置としてこの割り増し制度が設けられたというふうに認識をいたしております。また、そのために代休措置をとって、一時的に時間外が多く発生した場合もその後休暇を取り体を休める、こういうふうな趣旨での制度でございますので、時間外勤務を奨励するための割り増し措置というふうには認識しておりません。

### 川上委員

そうなんですね。今言われた抑制する措置なんです。だから、このことを踏まえると、現実に飯塚市が今、大変な勢いで職員減らしているでしょ。だから、こういうふうに抑制措置をとるのであれば行財政改革、あなた方は今度、第一次改訂版の中間素案も作っているんだけど、この辺の整合性については市長はどういうふうにお考えですか。

## 総務部長

先ほど緊急時に48時間寝ていないというようなお話しされましたけれども、そういった特例の場合につきまして、私どもは30数時間寝ておりません。そのあと、誰かが残らないといけないものですから、そういう事態がありましたけれども、以後については代休、交代で、そういう負担がかからないように対応いたしておりますので、あくまでも例外的な措置としてそういうことが水害等、災害の時にはあるかもしれませんが、一般的な事例としてはそういうことがないように、休ませて交代でやってくという形で事務を執っていくという形なります。

#### 川上委員

今の総務部長の答弁は、質問の本質をとらえていない。あえてそういう答弁をしてるのかもしれませんけど。質問の意図はわかるでしょ。こういう長時間労働を抑制する措置をあなた方は今度提案してるんだけど、現実には職員をむやみに、私に言わせればですよ、むやみに、今までの行財政改革の目標を大幅に超えて職員を減らそうとしておる。このことと、今、抑制措置をとろうとしてることは、整合性が取れないんじゃないか、と。市長はどうお考えかということを聞いてるわけです。

### 財務部長

行政改革の中で、職員削減ということで行政改革についてはできるだけ市民に負担をかけないというようなことで、内部でできるものについては内部で行っていくということで、職員削減が即時間外に通じるということを、一部そういう部分もあるかと思いますけど、その分については事務の効率化とか事業の見直しとか、そういうところで対応してまいりたいということで考えております。

## 川上委員

財務部長の答弁も本質をとらえていない。なぜ本質をとらえ切れないかというと、あなた方が市職員の健康管理に心を寄せていないからですよ。従って、市民サービスの維持向上について考慮してないからです。つまり、はっきりしてるじゃないですか。全国的な長時間過密労働の抑制のためにこういう措置が国民的な運動の中でとられようとしていると。だから、それをあなた方はここに議案で出すんだけど、一方であなた方は、職員はどんどん減らしていくという方針を持っているわけですよ。だから齊藤市長、はっきりしてるでしょう。前向きの変化が生まれている時に、飯塚市は後ろ向きのことを一生懸命やっている。だから歴史の流れに、社会進歩の方向を向いていない。逆行しているわけですよ。そういうことになっておるんじゃないですか。市長、どう思われますか。

### 総務部長

先ほど財務部長のほうも答弁いたしましたけれども、行財政改革、職員削減が即、全て過重 労働につながるということではございませんので、過重労働関係つきましては人事も目配せし ながら、そういうことのないように対応してまいりたいというふうに考えております。

## 川上委員

今、目配せと言われましたが、あなた方は目配せしてね、目を合わせてね、今日も頑張れよと言ってるんでしょ。目配りなら分かりますよ。しかし現実的にはあなた方の、それだけではないかもしれないけども、一般的に見れば職員の削減が主な要因となってね、心身の健康を害する方とかが出てきている。このことに目を向けて物を考えていく必要があると思うんですよ。だから、今度の月60時間を超える場合の時間外勤務代休時間の新設というのは、私はこれについては賛成です。しかし、考えてみてもらいたいのは、過労死がどういう状態で発生するかというと、集中的に一定時間、断続的に長時間過密労働するからでしょ。その後にいくら休んでも駄目なんですよ。その時には亡くなってるかもしれない。だから、課長が言われたように、抑制措置なんだということを肝に銘じなければならない。だから、この制度を新設するということは、あなた方は、特に市長なんだけれども、5年間で168人と言ってたのを3年で突破して、さらに200人超えて減らしていこうというような考え方を、あなた方自身が改めなければなりませんよということにつながる制度の新設ということを、肝に銘じる必要があると思うんですよね。そこはどうかということを市長に最初から聞いているわけです。

#### 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:48

再開 13:50

委員会を再開します。

## 総務部長

今回の人事院勧告に準じまして職員の勤務時間、そういった関係につきまして、今回議案を 出させていただいております。今、言われます行財政改革等につきましては、職員の健康管理 等に努めながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをよろしく お願いいたします。

### 川上委員

国家公務員に関して給料等の改正があったわけだけざも、飯塚市がそれをそのまま、本来なら、引き移さなければならないという法的な根拠は何もないわけですよ。で、その点から言うと、この代休時間の新設、それから手当ての新設というのはね、単なる横並びじゃなくて飯塚市の現状を踏まえて積極的にやっていいはずのものなんです。だから、特に先ほど言いましたけど職員の心身の健康を害する状況とか、職場の規律がどうなってるかという客観的なデータはありませんけど、今日、楡井議員が決算の討論の中で述べたような状況というのは、市民の

目から見てもわかるような状態があるわけですね。だから、そういう状況を打開するためにこれが要るんだというのであればね、私は職員の、なんて言うかな、健康とか住民サービスの維持向上を度外視したような削減計画というのはいただけないということを指摘した上で、続けてよろしいですか。

そこで、そういう状況なんだけど、私は市長に聞きたい。市長は今年4年目です。市の職員たちとは、職員の皆さんとはね、年齢ごとにお会いになっていろんな悩みを聞いたり、話し合いをされてるようです。特に若い職員とはお会いになってるでしょう、新聞にも載ってます。それで、3年半ばかりと思いますが、そういった形で職員と接してきてですね、飯塚市の職員が全体の奉仕者として頑張ってる姿をどういうふうに評価されておるのか。この給料の削減の話をする前に、前提問題としてお聞きしたい。いかがですか。

#### 市長

今、それこそ若手職員との話をやっているというお話をいただきまして、やはりこれからの公務員のあるべき姿とか、またこれからどのような意味を持って行政に携わるとか、そういうことのお話を若手の職員との中でやってきてるわけです。非常にやる気があったし、また自主提案的なものを、執行部じゃなくて若手がこういうことをしたいというような提案を出してもらっている。そういう中の話を聞くと、非常に私は前向きで、これからのまちを背負ってと言いますか、飯塚市を背負っていってくれるんだなという思いの中で話し合いを持っておりますので、どう感じてるかということを言われれば非常にありがたいというふうに感じています。

### 川上委員

全体として飯塚市の職員は、先ほど言ったような大幅な人員削減とか、それから、若い世代と中堅の間に一定のジェネレーションが少ないわけですよね、職員が。だから、職場にいろんな矛盾が出てると思うんだけど、そういった状況の中でも全体としてはよく奮闘されてると思います。で、我々が議会のたびに、「たびに」というのもあれだけれども、気が付いた時に議会で取り上げて、不祥事の問題とか、改善すべき点について述べることもあるんだけど、私もそういった点では、市の職員はよく、全体としては奮闘されていると思うんです。私が市長にもう少し聞きたかったのは、職員の方々がこの間、市長のせいだけではありませんけれども、生活費がその間にどのくらい減少になって、教育費とか介護とか、そういうのに多大な不安を感じている。そういう状況というのは、市長も知ってあるんじゃないかと思うんです。それほどにいろいろ話をされてるわけですから。そういうことを承知の上で今回、給料は減らす、しかも不利益不遡及の原則に反して4月に事実上さかのぼって減らす、と。その部分を期末手当から差し引くというんでしょ。減らした期末手当からさらに差し引くというんだから。そこで、その影響額はいくらですか。

## 人事課長

具体的な影響額についてのご質問でございますが、期末勤勉手当を含めてお答えをさせていただきますと、平均年齢が現在職員44歳3月でございます。給料月額に与える影響といたしましては0.2%平均ということで先ほどご説明いたしましたが、509円ほどの影響を受けるというふうに試算をしております。また、期末手当等を含めますと、今年度年間通しての減額は、一人当たり14万3千円程度の減額になるというふうに見込んでおります。

### 川上委員

市職員全体では総額いくらになりますか。

#### 人事課長

今年度の影響額といたしましては、全体として1億4,180万円の減額というふうに見込んでおります。

## 川上委員

合併して以降、全体として給料とか期末手当とか、いろんな形で減ってきてると思うんだけ ど、その総額がわかりますか。

#### 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:57

再開 13:58

委員会を再開します。

## 人事課長

合併前との比較ということでございます。正確に計算したことはございませんが、率といたしましては合併による影響で約7%以上の影響が出てるというふうに予測をしておりましたので、今回の改正も含めまして約1割の減少になるんではなかろうかというふうに推測いたします。

### 川上委員

例えば係長とか課長さんクラスで、合併時は年収がどれくらいで今度の改定でどれぐらいに なるのかというようなことは、モデル的に検討してるでしょ、標準ケースで。どうですか。

#### 人事課長

申し訳ございませんが、そのようなものについては持ち合わせておりません。

#### 川上委員

だから市長、あなた方はそういうことも考えないで国家公務員に準拠するとかね、参考にするとか言って、減らしにかかってるわけですね。総務部長のほうで何かありますか。

#### 総務部長

今言われました細かい資料は、今、手元に持っておりません。ただ一昨年ですか、52歳の課長級で、合併前からいいますと7%程度落ちておりました。若年層ほどこの影響は少のうございまして、先ほど人事課長が申しましたけども、だいたい今回の分を入れると10%程度かなと。資料が必要であれば出しますけれども、今、手元には持っておりません。

### 川上委員

資料を手元に持っているかいないかということではなくて、あなた方がばっさり給料を減らす、期末も減らすという時に、職員の痛みを考えながら線を引いたかということなんですよ。国家公務員がこの数字だから飯塚もこの数字というくらいのことじゃないでしょう。先ほどから市長と話をしているじゃないですか。市の職員がどのように頑張っておるのか、どのような環境に置かれておるのか、労働環境。それにもかかわらず、あなた方が資料を持っていないからとか、そういう話じゃないんですよ。そんな机の上の小手先のことではない。一人一人の職員の顔を思い浮かべながら給料を切ったかっていうことですよ。また、その家族、奥さんや子どもたちの顔を見ながら切っておるのかということを聞きたいわけですよ。だから、資料要らないですよ。その辺はどういう検討をしたのかを聞かせてください。

## 人事課長

大変ありがたいご意見を頂いておると思うんですが、職員の給与につきまして、タウンミーティング等におきましての住民の皆様のご意見といいますのは、職員の給与は地場賃金からすれば、かなり高いんじゃないか、高過ぎるという批判をよく耳にするところでございます。人事院委員会を持つ自治体であれば、地場賃金の状況というものも精査をいたしまして、それに基づく独自の判断ということも可能というふうに考えますが、飯塚市はそういうふうな機能もございません。それで、国の出す人事院勧告、これが全てではございませんが、福岡県、福岡市及び北九州市、ここには人事委員会がございます。そこ、それぞれに出される人事委員会の勧告の状況、それから周辺自治体の動向等もとらえまして、私どもといたしましては判断をさ

せていただいたというところでございます。特に平成18年度の人事院勧告は50年来の大改正と言われるものでございますが、そこで出された給料については全国で最も低い地域の給料を基準に給料表が設けられております。また、地域間の給料格差、これを地域手当で補正するという仕組みがとられております。地域手当の支給地域では、残念ながら飯塚市はございません。従いまして、人事院勧告に準じた措置をとることが住民の皆様に説明責任を果たせる一つの指標ではないかというふうに理解しておりますし、また、そのような判断のもと今回の議案を上程させていただいております。

## 川上委員

タウンミーティングで市民の皆さんから、職員の給料は高いんじゃないですか、と。自分たち納税者の生活実態から見てどうかと言われる。しかしあなた方は、今の答弁はそれには考慮していないという答弁ですよ。そういうふうに言われるんだけど、我々が地域のそういう状況、実態を調べるものが何もないので、全体として所得の高いところの水準で今横並びにしていますという話じゃないですか。人の生活費を削る時には第三者、それを市民とあなた方言うんだけど、この言葉を使う。しかし、市民がいろんな住民サービスを要求したり、国民健康保険税は高過ぎるとか、ごみ袋がなんでこんなに一方的に高くなるの、と。コークスだって6,800万円浮くじゃないですか。でも値下げしない。そういう声がある時には、我慢してくれ、議会が承知したって言って回ってるでしょ、あなた方。いつもあなた方、そうじゃないですか。第三者の声を使ってねじ伏せてきた。行政権力のやり方なんですよ。しかし、自分たちは責任を負おうとしない。人事委員会がありませんから、と。なくたって、調べたらわかるじゃないですか。課税課があるじゃないですか。市民生活どうなってるかわかるでしょう。納税課に行ってみればわかるじゃないですか。市民生活どうなってるかわかるでしょう。納税課に行ってみればわかるじゃないですか。首ひねっても駄目です。そういう努力をしないで、何ですかこれ、国家公務員を参考にしてない、そのままじゃないですか。上にしろ下にしろという言い方はしてないですよ。漫然と、国が決めたから自分たちも決めるというだけの話です。

そこで、もう少し聞きますよ。不利益不遡及の原則というのがありますね。これはどういう 原則ですか。

### 人事課長

これは法律の問題なろうかと思いますけども、本人に不利益が及ぶ場合については法の改正 について適用しないという原則というふうに理解しております。

### 川上委員

法的に言えば、今、法律で決まりました、と。昔、その法律に違反するようなことがあった、 と。そこまでさかのぼってその法律を適用することはないということなんです。これは人事政 策上も活かされてるんですね。今回の場合は、不利益を遡及しないという原則違反になってる んじゃないですか。どうですか。

## 人事課長

毎年出されます人事院勧告につきましては、年間を通して給与の額というのを民間に合わせる、官民格差を是正するという措置がとられております。それにつきまして、期末手当について一定の調整を加えるということで、不遡及に当たるというふうには理解しておりません。

### 川上委員

給料の改定は、まだ今は決めてないんだけど、あなた方は決めようとしている。引き下げを 決めようとしている。4月分までさかのぼって差額を引き下げた期末手当からさらに抜こうと してるわけでしょ。これは不利益不遡及を決めた原則に違反するのは明らかじゃないかと思う んだけど、そうじゃないと言い張るわけですね。もう少しわかるように説明してください、そ したら。

## 人事課長

先ほど申し上げましたように、勧告の内容につきましては年間の職員の給与についての適正 化を図るということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

#### 川上委員

勧告のことは一言も言ってませんよ。あなた方のした判断だから。あなた方の判断を聞いてるんですよ。勧告のこと一言も言ってない。だから、不利益に、4月にさかのぼって、ということになってるじゃないですか。原則違反になってるんじゃないですか。

### 委員長

暫時休憩します。

休憩 14:09

再開 14:23

委員会を再開します。

### 人事課長

先ほどのご質問でございますが、平成14年10月10日、給与能率推進室のほうから出されました文書がございます。平成14年度給与改定に関する参考情報ということでございまして、その中に、「本年においては俸給について引下げが必要となるところ、既に適法に支給された給与をさかのぼって不利益に変更することは、法的安定性や既得権尊重の観点から慎重であるべきものと考える。この考え方を踏まえつつ、従来どおり官民の年間給与の均衡を図るとの観点から、今回の措置は法施行日以降の給与の額の調整を行うこととしており、このことは、情勢適応の原則に照らして十分合理性があると考える」というふうに記載がございます。これに基づき判断をさせていただいております。

### 川上委員

久しぶりに見た資料なんですね。平成14年、そういうのは出てますけど、実は2002年、小泉内閣が出てくるでしょう、構造改革だとかいろいろ言ってくるでしょ。そして、人件費の総抑制政策が出てくるじゃないですか。で、その時に旧政権、自民党・公明党が人事院に相当な圧力を加えてくるわけですよ。もともと人事院が代償措置機能を果たし得るのかという議論はもちろんあったんだけど、人件費総抑制政策以降はですね、それが著しいわけですよ。そのもとでそれが都合よく出されただけなんです。だから、見解が違うということになるかもしれませんけど、それはそういう背景で出来てるんですよ。人の生活費、給料、ボーナスを減らすためには、今まで駄目だと言ってたことがある日突然良くなるわけですよ。そういったのをあなた方が金科玉条のように、金庫の中に直していたのをこういう時なったら持ってきて説明しようとするわけです。自己矛盾感じるでしょ。そこで、先ほど総額、影響額は1億4千万円と言われました。この1億4千万円は飯塚市としては何に使うことになりますか。

## 財政課長

本年度も財政調整基金を取り崩して、今のところ財源調整をしておりますので、今回の補正では一般財源の減額という形で、補正予算も計上させていただいております。

## 川上委員

その財政調整基金は来年度また取り崩して、一般会計で使っていくということになると思うんですね。その時に例えば、鯰田工業団地関連で三菱の山を買って道を造る、2億も3億もする、そういうものに回っていくということにもなりかねないわけですよ。だから、あなた方が職員の生活費を何の法的根拠もなく、法的根拠がなくというか、この根拠を作ろうとしてるんだけど、削減していく、と。国がこうですからっていうことで、まさに漫然とやろうとしてる。何に使うかというと、市民の住民サービスの向上とかに使われるとは限らないわけですよ。それでは、この1億4千万円の生活費の削減が地元経済にどういう影響を与えるかは考えましたか、今度。

## 人事課長

お答えになるかどうかというところでございますけれども、確かにご指摘のとおり地域経済にとりましては、今回の改正により本市職員の給与は年間で先ほど申しております 1 億 4 千万円程度の減額と予想されますので、地域経済に貢献する改正でないということは確かでございますけれども、地域経済に貢献するため民間給与との均衡をとることを止めるということで、果たして市民の皆様にご理解が得られるかというと、それは非常に考えにくい状況があるというふうに判断をいたしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

### 川上委員

二つ言いましょう。一つは、市民の声とか民間の声とか言うんだけど、飯塚市の実態をあなた方は何も調査してないでしょう。先ほど言ったとおりです。それで例えば逆に、市民の皆さんが、このくらいの削減でいいんですかって来たらどう返事するんですか。今度の削減は何に基づいて決めたのか、と。いや、福岡や北九州がとか、国家公務員がとか言うんですか。漫然とあなた方が横並びしたことを自ら言ってるに過ぎない。それから、1億4千万円は生活費を削ってるわけだから、地元消費が落ちるというのは明らかですよ。じゃあ、1億4千万円を別の形でね、地元の物を買ったり仕事を作ったりに使われるかというと、そうとは限らない。財政調整基金に持っていって、来年度以降でしょう。しかも、鯰田工業団地関連工事に使われたら、地元の業者さんが仕事をできないかもしれませんね。そういうことを全然考えてないわけです、あなた方は。それで、民間の方が納得するかどうかというふうに言われましたけどね、今はどういう時代ですか。もう、デフレスパイラルの様相を呈してきているわけでしょう。これをどう打開するかを、新しい民主党を中心とする政権は必死になって考え始めてるわけじゃないですか。なかなか出口が見えない。だから、県知事の麻生さんが、52億円削減するというのでインタビューに答えて、非常に地域経済への影響が心配だと言ってるでしょう。知ってるでしょう、市長。

## 市長

今度の子ども手当に関しても非常にありがたい施策だということも含めて、知事のほうから の話があっているのは聞いております。

#### 川上委員

子ども手当のことが出たので、子育て応援の特別手当を、市長は今度の予算で廃止するという提案をしているんですよ。嘉麻市は別の無駄遣いをやめて、回してやると言ってるんですよ。いずれにしても、麻生渡知事はそういう地域経済の影響を心配だと。自分が削っておいて言うわけですね。国家公務員の給与等のカットを議論した11月20日の衆議院の総務委員会というのがあるんですよ。ここで民主党の原口総務大臣、ご存知でしょ。彼が何と言ったか、この点について。人事課のほうで研究していますか。

## 委員長

暫時休憩します。

休憩 14:32

再開 14:33

委員会を再開します。

### 人事課長

申し訳ございませんが、存じておりません。

#### 川上委員

私が言いましょう。時代が変わろうとしてることを知っておかなきゃいけない。長い間、構造改革路線でね、民間に何でも任せればいい。公務員は絞るだけ絞ってできなくなったらとにかく民間だ、と。高級官僚は天下りして、ほとんど永遠に生活は保障される、と。そういうの

はもう通らないわけですよ。そうした中で、民主党が今度の国家公務員の改定を出すというところに今の民主党の自己矛盾があるんですよ。しかし、原口大臣はこう言った。11月20日、これは知っておかなきゃいけませんよ。あなた方、人の生活費を削ろうとしてるんだから。そして、「民間が」って、民間の方の声を援用しようとしてるわけですから。こう言ってるんですよ。「民間で働く人たちが苦しいから公務員も同じように減らすべきだという単純な議論は危険」と、こう言った。なぜか。デフレスパイラルなんですよ。今の日本という国が、経済も深刻な局面に入ってるわけでしょ。これをどう打開するかを考えないといけない面もあるわけですよ。その時にこんなことを出した。8月、旧政権の断末魔の声が上がっている時に人事院勧告が出されるわけです。旧政権の圧力の集大成ですよ、今度の人事院勧告は。時代が変わっていってるのに、旧政権の圧力のもとで出た人事院勧告に飯塚市が横並びになって職員を苦しめ、そして地域経済にも影響を与える、こんなことする必要はないと思うんですね。市長、どう思われますか。

#### 総務部長

質問者、るる申されますが、私ども地公法の14条の情勢適応の原則、また24条の兼職の原則、これに基づきまして、人事委員会を持たない自治体といたしまして人事院勧告を参考に給与改定をおこなっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

### 川上委員

今の答弁、やり取りの中で、最初からそういうふうに言っていたんだけど、あなた方が勧告に基づくということで、まともに給料とは何か、それから期末手当とは何か、職員の生活はどうなっているか、家庭がどうなっているか、ほとんど顧みることなくこういうものをポンと出したということはわかりましたね。だからね、市長も余り答弁されないんだけど、市長の答弁するところですよ、本当は。市長、これは一旦撤回したらどうですか。市長の見解を求めておきます。

## 市長

今度の人事院勧告の指示に従ってという部分も当然ありましょうし、もちろん組合とのその流れの中での話もありましょうし、ただ、これだけ今、川上委員の言われるように、非常に、景気またデフレスパイラルに入ろうとしている、また円高になってる状況の中で、先ほど課長のほうから話ましたようにタウンミーティング等で市の職員と飯塚市の民間の企業の給与表を一覧で出して、どれくらい違うのか、取りすぎじゃないか、そういうものに対する一覧を出せというような質問がタウンミーティングの時に出ました。そういう状況の中で、やはりこれだけの地域経済の落ち込み、また給与削減、またボーナスのカットというようなことが民間の中で行われている中で、何もそういうことに対して意識がない形での行政職員としての対応でいいのかという判断も私自身も持っておりますし、そういう流れの中で、職員の頑張っておられる姿の中での給付削減というのは厳しいんじゃないかということを川上委員のほうからお話がありますけれども、市民全体から見たときには、これに対してのある程度の方向性は示さなきゃならないんじゃないかという判断の中で、今回の議案として提出させていただいた次第でございますのでご理解をお願いします。

### 委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### (なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

#### 川上委員

私は、詳しくは本会議で討論しますが「議案第133号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に反対の立場から討論します。本案は、いくつかの条例改正が一括し

て出てるものなんですね。それで60時間を超える時間外について、代休の新設だとか手当の新設というように長時間過重労働を抑制する、職員の利益につながるものがあるのは認めます。同時に、決定的に職員の生活費を、市民の声とか人事院勧告に準ずるとかいう言葉を使って深く検討もせずに、横並びにカットする内容を出したのが大問題と思います。行財政改革の流れの中で市長がいくらでも無駄遣いを、鯰田工業団地を中心としてやっておる中で、その責めを市職員に押しつける。これは市長としては恥ずかしいと私は思います。質問でも言いましたけど、撤回すべきだというふうに思いますので、反対討論とします。

## 委員長

ほかに討論はありませんか。

## ( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第133号 飯塚市職員の給与に関する条例 等の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

# ( 挙 手 )

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。